

【 処置 】

525 血腫、膿腫穿刺（爪下血腫）の算定について

《令和7年4月30日》

○ 取扱い

爪下血腫に対する J 059-2 血腫、膿腫穿刺の算定は、原則として認められない。

J 000 創傷処置「1」100 平方センチメートル未満での算定が妥当である。

○ 取扱いを作成した根拠等

J 059-2 血腫、膿腫穿刺については、厚生労働省通知[※]において「血腫、膿腫その他における穿刺は、新生児頭血腫又はこれに準ずる程度のものに対して行う場合は、血腫、膿腫穿刺により算定できるが、小範囲のものや試験穿刺については、算定できない。」と示されている。

ほとんどの爪下血腫は爪に注射針で小さな穴をあけて溜まった血液を爪の外へ排出するものであり、小範囲である。

以上のことから、爪下血腫に対する J 059-2 血腫、膿腫穿刺の算定は、原則として認められず、J 000 創傷処置「1」100 平方センチメートル未満での算定が妥当と判断した。

(※) 診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について